

介護老人保健施設ハーモニー聖和

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第 1 条 医療法人せいわ会が開設する介護老人保健施設ハーモニー聖和(以下「当施設」という。)が実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第 2 条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 当施設では、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が 1 日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して利用上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設ハーモニー聖和
- (2) 所在地 福岡県筑紫野市大字西小田 991 番地の 3
- (3) 電話番号 092-927-1811 FAX 番号 092-927-3737
- (4) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(4051780072 号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | | |
|-----|--------|---------|
| (1) | 管理者 | 1 人 |
| (2) | 医師 | 1 人以上 |
| (3) | 看・介護職員 | 5 人以上 |
| (4) | 理学療法士等 | 2 人以上 |
| (5) | 管理栄養士 | 1 人以上 |
| (6) | 事務職員 | 3 人以上 |
| (7) | 調理員 | 若干名(委託) |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所サービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (6) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (7) 事務職員は施設の庶務及び経理の事務処理を行う。
- (8) 調理員(委託)

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 営業日：日曜日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。(1月1日・1月2日除く)
- (2) 営業時間：営業日の午前8時30分から午後5時までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は48人とする。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容)

第9条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画並びにリハビリテーション実施計画書、運動器機能向上計画書に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりにする。

- 保険給付の自己負担額を、別表に掲げる料金表により支払いを受ける。
- 2 別表に掲げる食費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
 - 3 保険証等(介護保険証等、限度額適用認定証、後期高齢者医療、その他医療、証明書等)は利用開始時、取得、変更及び切り替え時に提示を受けることとする。提示がない場合は保険取扱い出来ない場合があることを事前に説明する。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

筑紫野市、小郡市、太宰府市、筑前町

(利用に当たっての留意事項)

第 12 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 10 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 9 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

2 飲酒は原則として認めないこととする。

3 「健康増進法の一部を改正する法律」に基づき、駐車場を含む施設敷地内は禁煙とする。さらに、発火の恐れのある物品は、施設敷地内への持ち込みを禁止する。また、火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。

4 設備・備品の利用は、大切に取扱うよう努めていただくこととする。

5 所持品・備品等の持ち込み及び金銭・貴重品の管理は、原則として利用者及び家族の管理としていただく。尚、衣類、物品等には必ず名前を記入していただくこととする。

6 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、緊急時を除き、原則として禁止されている。

7 ペットの持ち込み及び飼育は禁止する。

8 利用者の「営利行為、宗教の勧誘及び活動、特定の政治活動」は、禁止する。

9 他利用者への迷惑行為は禁止するとともに、相互の融和を図るよう努めることとする。

10 施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力すること。

(非常災害対策)

第 13 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

2 防火管理者には、医療法人せいわ会防火管理者を充てる。

3 火元責任者には、事業所職員を充てる。

4 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

5 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

6 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当

たる。

7 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

(1) 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上(うち1回は夜間を想定した訓練及び利用者を含めた総合避難訓練を行う。)

(2) 非常災害用設備の使用法の徹底………随時 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

8 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第14条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。

2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

(職員の服務規律)

第15条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

2 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

3 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

4 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第16条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 18 条 事業所は、サービスに使用する備品・器具等の清潔保持に努め、定期的に消毒を実施する。

2 事業所は、従業者に対して衛生管理及び感染症、その他必要な知識及び技術の習得に努めさせる。

3 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業者については、適宜健康診断等を実施する。

3 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持のために事業所に協力する。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 19 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うものとする。

(苦情処理)

第 20 条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、重傷者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙(利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要)による。

(身体的拘束等)

第 21 条 通所サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(虐待防止に関する事項)

第 22 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

2 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

3 利用者及びその家族から苦情処理体制の整備

4 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催

5 その他虐待防止のために必要な措置

- 6 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 23 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年 2 回)に行う物とする。

- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う物とする。

(感染症の予防及びまん延の防止に関する事項)

第 24 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

- 3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- 4 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(年 2 回)に行う物とする。

(職場におけるハラスメントの防止に関する事項)

第 25 条 事業所は適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景としたものにより従業者の就業環境が害されることを防止、顧客等からの暴行、脅迫、暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為に関して、事業主は、相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組を行うことや被害を防止するための取組を行うことの明確化した必要な措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

第 26 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、利用定員を超えて利用させない。

- 2 事業所は、指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)に関する記録を整備

し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

- 3 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示又は。備え付けの書面及びホームページへ掲載する。
- 4 通所リハビリテーションサービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人せいわ会理事会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、令和6年6月1日より施行する。

重要事項説明書

介護老人保健施設ハーモニー聖和

「通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション」のご案内

(令和 6 年 6 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 ハーモニー聖和
- ・開設年月日 平成 8 年 4 月 1 5 日
- ・所在地 筑紫野市大字西小田 991 番地の 3
- ・電話番号 092-927-1811 ・ファックス番号 092-927-3737
- ・管理者名 蓮尾 春高
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (4051780072 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、家庭における療養環境の調整など、退所時の支援も行いますので、安心して退所していただけます。また、在宅の方には、自宅で自立した日常生活が営まれるよう、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションにより利用者・介護者を支援いたします。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ハーモニー聖和の運営方針]

医療と福祉の機能を備えた施設の位置づけにおける処遇を行う。医療面の偏重（過剰医療、過小医療）を避け、生活援助の場としての施設を原則に、バランスのとれた処遇に努める。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
医師	1 以上		通所者の医学的管理
看介護職員	5 以上		〃 看護・医学的管理・介護
理学療法士・作業療法士	1 以上		〃 機能訓練
管理栄養士	1		〃 栄養管理
事務職員	3 以上		〃 支払・請求等

(4) 通所定員 ・定員 48 名

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）※短時間対象外
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）※短時間対象外
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練（個別リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供 ※短時間対象外
- ⑨ 理美容サービス（月 4 回程度実施します。）※短時間対象外
- ⑩ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用時間の終了

に間に合わない場合に適用)

⑪ 行政手続代行

⑫ その他

* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. サービス提供地域

筑紫野市、太宰府市、小郡市、筑前町

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関

・ 名 称 聖和記念病院

・ 住 所 小郡市津古字半女寺 1 4 7 0 番地の 1

・ 協力歯科医療機関

・ 名 称 筑紫野スマイル歯科小児科医院

・ 住 所 筑紫野市大字立明寺 434 番 1 イオンモール筑紫野店 2 階

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

5. 施設利用に当たっての留意事項

別紙 3「利用にあたっての留意事項」参照

6. 非常災害対策

・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火扉、誘導灯、非常通報装置、非常用電源

・ 防災訓練 年 2 回

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

・ ハーモニー聖和 : 時間 8 時 30 分~17 時 電話 092-927-1811

(支援相談員 井谷、古川、佐々、小堀) (事務長 野地)

・ 筑紫野市役所 高齢者支援課 住所: 福岡県筑紫野市石崎 1-1-1

時間: 8 時 30 分~17 時

電話: 092-923-1111 FAX: 092-923-1134

・ 小郡市役所 長寿支援課 住所: 福岡県小郡市小郡 255-1

時間: 8 時 30 分~17 時

電話: 0942-72-2111 FAX: 0942-73-4466

・ 筑前町役場 福祉部 住所: 福岡県朝倉郡筑前町久光 951-1

時間: 8 時 30 分~17 時 15 分

電話: 0946-24-8763 FAX: 0946-42-2011

・ 役所 課 住所:

時間:

電話: FAX:

・福岡県国民健康保険団体連合会 住所：福岡県福岡市博多区吉塚本町 13-47
時間：9 時～17 時
電話：092-642-7859 FAX：092-642-7856

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙 2>

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの概要

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下における看護及び機能訓練その他の必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる従業者の協議によって、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者及び身元保証人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金、各種加算

※別表「料金表」参照

※基本料金、各種加算の合計単位数に 8.6%相当の介護職員処遇改善加算Ⅰが加わります。

※感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じた場合、所定単位数に 3.0%相当が加わります。

(2) その他の料金

①食費 昼食 570円

※原則として食堂でおとりいただきます。なお、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

②連絡ノート 利用開始時、再発行時200円 ※利用料金に含まれます。

③理美容代 実費(2000円程度)

④その他(利用者が選定する特別な食事の費用等)は、別途資料をご覧ください。

(3) 支払い方法

前月分の請求書及び明細書を毎月 10 日に発行し、指定する送付先に郵送します。

月末(引き落とし日が休日の場合は翌営業日)に口座振替により支払うものとします。

ただし、口座振替の手続き完了までは施設窓口での現金払いとなります。

■ 施設利用に当たっての留意事項

◎飲酒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒は、原則として認めていません。 (協議の上、ケアプランとして必要である場合を除く)
◎喫煙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「健康増進法の一部を改正する法律」に基づき、駐車場を含む施設敷地内は禁煙となります。 上記の事柄に関して、注意を促しても改善がみられない場合は施設利用ができなくなることもございますので、ご了承下さい。
◎設備・備品の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただくこともございますので、ご了承下さい。
◎所持品及び金銭・貴重品の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、ご利用者及びご家族の管理となります。万が一、盗難、紛失、破損等をされた場合、当施設において責任は負いかねますので、ご了承下さい。 なお、衣類・物品等には必ず名前をご記入ください。
◎ペットの持込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設内へのペットの持込み及び飼育はお断りします。
◎送迎について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送迎は、原則として玄関までのお迎え、お送りをいたします。 身体的・環境的等の諸事情がある場合は、ご本人、ご家族様と話し合いを行い、提供できる範囲の送迎サービスを提供させていただきます。 ・ 送迎時間につきましては、交通事情等で、10分以上到着が遅れる場合がございます。その際は、事業所より電話連絡いたします。 ・ 利用者様の体調不良等を除き、準備ができていない場合、他の利用者様にご迷惑をかけてしまうため、長時間待機することはいたしかねます。ご本人、ご家族のご協力をお願いいたします。 ・ 乗車中は安全のため全席シートベルトの着用をお願いいたします。 ・ 利用開始時間に間に合わない、終了時間より前に帰宅を希望される場合や送迎サービスを希望されない場合は、ご家族による送迎をお願い致します。 下記内容をご理解及びご承諾いただき、ご利用ください。 <p><ご家族等により送迎について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員（ケアマネージャー）の作成する居宅サービス計画書の提供時間での送迎をお願い致します。 ・ ご家族の事情等で提供開始前からご利用を希望される場合、営業時間内（8:30～17:00）でご利用可能です。ご利用の際は、ご相談ください。 ※定期的なご利用の場合は、介護支援専門員との調整が必要となります。 ・ ご家族による送迎中の交通事故や交通違反、駐車場内での事故（転倒などの事故も含む）については、責任を負いかねますのでご了承下さい。 ・ 送迎を実施しなかった場合（ご家族による送迎等）は、片道につき47単位（別紙2：通所リハ送迎減算参照）を差し引いた金額を請求させていただきます。

個人情報利用目的

(令和6年6月1日現在)

介護老人保健施設ハーモニー聖和では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定め、公表いたしますのでご了承下さい。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －利用者の診療等に当たり、協力医療機関と連携体制を構築する場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供
 - －行政機関や警察等への情報提供（災害時、行方不明時等）

別表「料金表」

令和6年6月1日 改定

■通所リハビリテーション費

通常規模	地域区分	7級地	10.17
------	------	-----	-------

※下記の料金は地域区分を乗じたものになります。

※負担割合は、お手持ちの「負担割合証」にてご確認ください。

1時間以上2時間未満	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	369 単位	376 円	751 円	1,126 円
要介護2	398 単位	405 円	810 円	1,215 円
要介護3	429 単位	437 円	873 円	1,309 円
要介護4	458 単位	466 円	932 円	1,398 円
要介護5	491 単位	500 円	999 円	1,498 円
2時間以上3時間未満	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	383 単位	390 円	779 円	1,169 円
要介護2	439 単位	447 円	893 円	1,340 円
要介護3	498 単位	507 円	1,013 円	1,520 円
要介護4	555 単位	565 円	1,129 円	1,694 円
要介護5	612 単位	623 円	1,245 円	1,868 円
3時間以上4時間未満	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	486 単位	495 円	989 円	1,483 円
要介護2	565 単位	575 円	1,150 円	1,724 円
要介護3	643 単位	654 円	1,308 円	1,962 円
要介護4	743 単位	756 円	1,512 円	2,267 円
要介護5	842 単位	857 円	1,713 円	2,569 円
4時間以上5時間未満	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	553 単位	563 円	1,125 円	1,688 円
要介護2	642 単位	653 円	1,306 円	1,959 円
要介護3	730 単位	743 円	1,485 円	2,228 円
要介護4	844 単位	859 円	1,717 円	2,575 円
要介護5	957 単位	974 円	1,947 円	2,920 円
5時間以上6時間未満	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	622 単位	633 円	1,265 円	1,898 円
要介護2	738 単位	751 円	1,501 円	2,252 円
要介護3	852 単位	867 円	1,733 円	2,600 円
要介護4	987 単位	1,004 円	2,008 円	3,012 円
要介護5	1,120 単位	1,139 円	2,278 円	3,417 円
6時間以上7時間未満	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	715 単位	728 円	1,455 円	2,182 円
要介護2	850 単位	865 円	1,729 円	2,594 円
要介護3	981 単位	998 円	1,996 円	2,993 円
要介護4	1,137 単位	1,157 円	2,313 円	3,469 円
要介護5	1,290 単位	1,312 円	2,624 円	3,936 円
7時間以上8時間未満	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	762 単位	775 円	1,550 円	2,325 円
要介護2	903 単位	919 円	1,837 円	2,755 円
要介護3	1,046 単位	1,064 円	2,128 円	3,192 円
要介護4	1,215 単位	1,236 円	2,472 円	3,707 円
要介護5	1,379 単位	1,403 円	2,805 円	4,208 円

■各種加算

		単位数	1割負担	2割負担	3割負担	
理学療法士等体制強化加算		30 単位	31 円	61 円	92 円	
リハビリテーション提供体制加算 1	3時間以上4時間未満	12 単位	13 円	25 円	37 円	
リハビリテーション提供体制加算 2	4時間以上5時間未満	16 単位	17 円	33 円	49 円	
リハビリテーション提供体制加算 3	5時間以上6時間未満	20 単位	21 円	41 円	61 円	
リハビリテーション提供体制加算 4	6時間以上7時間未満	24 単位	25 円	49 円	74 円	
リハビリテーション提供体制加算 5	7時間以上	28 単位	29 円	57 円	86 円	
入浴介助加算Ⅰ		40 単位	41 円	82 円	122 円	
入浴介助加算Ⅱ		60 単位	61 円	122 円	183 円	
リハマネジメント加算イ	(6月以内)	560 単位	570 円	1,139 円	1,709 円	※月額
リハマネジメント加算イ	(6月超)	240 単位	244 円	488 円	732 円	※月額
リハマネジメント加算ロ	(6月以内)	593 単位	603 円	1,206 円	1,809 円	※月額
リハマネジメント加算ロ	(6月超)	273 単位	278 円	556 円	833 円	※月額
リハマネジメント加算ハ	(6月以内)	793 単位	807 円	1,613 円	2,420 円	※月額
リハマネジメント加算ハ	(6月超)	473 単位	481 円	962 円	1,443 円	※月額
※医師が説明・同意を得た場合		270 単位	275 円	549 円	824 円	※月額
短期集中個別リハビリテーション加算 ※3ヶ月以内・週概ね2回以上実施		110 単位	112 円	224 円	336 円	
認知症短期集中リハビリテーション加算Ⅰ ※3ヶ月以内・週2回まで・個別実施		240 単位	244 円	488 円	732 円	
認知症短期集中リハビリテーション加算Ⅱ ※3ヶ月以内・個別または集団で実施		1,920 単位	1,953 円	3,906 円	5,858 円	※月額
若年性認知症利用者受入加算		60 単位	61 円	122 円	183 円	
栄養アセスメント加算		50 単位	51 円	102 円	153 円	
栄養改善加算		200 単位	204 円	407 円	611 円	
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ		20 単位	21 円	41 円	61 円	
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		5 単位	5 円	10 円	15 円	
口腔機能向上加算Ⅰ		150 単位	153 円	305 円	458 円	※月2回まで
口腔機能向上加算Ⅱ		160 単位	163 円	326 円	489 円	※月2回まで
重度療養管理加算		100 単位	102 円	204 円	306 円	
中重度者ケア体制加算		20 単位	21 円	41 円	61 円	
科学的介護推進体制加算		40 単位	41 円	82 円	122 円	
退院時共同指導加算		600 単位	611 円	1,221 円	1,831 円	
通所リハ送迎減算		-47 単位	-48 円	-96 円	-144 円	※片道につき
移行支援加算		12 単位	13 円	25 円	37 円	
サービス延長加算	1時間	50 単位	51 円	102 円	153 円	
サービス延長加算	2時間	100 単位	102 円	204 円	306 円	
サービス提供体制強化加算Ⅰ		22 単位	23 円	45 円	67 円	

※基本料金、各種加算の合計単位数に8.6%相当の介護職員等処遇改善加算Ⅰが加わります。

■介護予防通所リハビリテーション費

※1月あたり

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	2268 単位	2307 円	4613 円	6920 円
要支援2	4228 単位	4300 円	8600 円	12900 円

■各種加算（介護予防）

※1月あたり

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
生活行為向上リハビリテーション実施加算	562 単位	572 円	1143 円	1715 円
若年性認知症利用者受入加算	240 単位	244 円	488 円	732 円
12月超え減算 *要支援1	-120 単位	-122 円	-244 円	-366 円
12月超え減算 *要支援2	-240 単位	-244 円	-488 円	-732 円
栄養アセスメント加算	50 単位	51 円	102 円	153 円
栄養改善加算	200 単位	204 円	407 円	611 円
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	20 単位	21 円	41 円	61 円
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5 単位	5 円	10 円	15 円
口腔機能向上加算Ⅰ	150 単位	153 円	305 円	458 円
口腔機能向上加算Ⅱ	160 単位	163 円	326 円	489 円
一体的サービス提供加算	480 単位	489 円	977 円	1465 円
科学的介護推進体制加算	40 単位	41 円	82 円	122 円
退院時共同指導加算	600 単位	611 円	1221 円	1831 円
サービス提供体制強化加算Ⅰ *要支援1	88 単位	90 円	179 円	269 円
サービス提供体制強化加算Ⅰ *要支援2	176 単位	179 円	358 円	537 円

※基本料金、各種加算の合計単位数に8.6%相当の介護職員等処遇改善加算Ⅰが加わります。